

令和 6 年 12 月 4 日 議会のあり方調査研究特別委員会 議事録
15 時 00 分 開会

○出席委員 (8 人)

委員長 寺岡 公章

副委員長 末広 天佑

委員 豊川 和也、山代 英資、岡 和明、小出 哲義、小田上 尚典、
細川 雅子

議長 北地 範久

○欠席委員 なし

○傍聴者 藤川 和弘

○寺岡委員長 それでは、ただいまから議会のあり方調査研究特別委員会を開きます。

今日は、レジュメで御案内してますように、まず最初に定例会の慣例であります活動計画の見直しをして、あとは議会報告会のあり方について、前回からの協議をしていきたいと思います。

まず、活動計画。令和 6 年 12 月ということで黄色く着色されたところですね。こうやって見ていただくと、もうあまり残された期日がありません。今日から改めて議会報告会について協議していこうかと思っております。

それについて先生を呼んだり、先進地事例調査もまだ可能性はゼロではないということ。それから市民の意識調査をする時間もまだ残されてはいるということ。活動効果の確認の第一弾が 1 月ですね。それも踏まえながら、前半部分で取り組んできたことの振り返りなども皆さん思い出しながら臨んでいただけたらいいかなと思います。

活動計画については何か皆さんのほうからありますか。よろしいですか。

では、この委員長案というふうにさせてもらってますが、皆さんでこれは共有しながら、流れとしてはこういう感じでさせていただこうかと思っております。

続いて、日程 2、議会報告会のあり方について。

前回の会議の最後に、議長から班長会議との役割分担について、この委員会から提案があれば参考にさせていただくというお話をいただいております。

私らに出された課題としまして、もともとは議員が何をしてるか分からないから、知ってもらいましょう。知ってもらって関心を持ってもらいましょうということを外さないようにという助言もいただいておりますので、そういうことは踏まえて協議していただければと思います。

前回、条例や要綱、また過去の記録、報告会について、しっかり目を通しておいくださいとお願いをしたところです。確認させていただくと、まず基本条例第 5 条第 4 項に、議会は、議会活動について市民に対して説明責任を果たすとともに市民との連携を積極的に推進する観点から議会報告会を開催するものとする。解説には、議員自らが地域に出向き、市民へ議案の可決・否決に至るまでの審議過程や議会活動の概要を説明し、また市民

と意見交換をする議会報告会を開催しなければならないことを定めていますとあります。

これに基づきまして、議会報告会をどのように開いていくのか、平成26年9月5日に制定された要綱があります。これまで皆さんから報告会について、こうすればいい、ああすればいいという様々なアイデアを出していただいております。どれもこれをやりましょうと正式には決まってないんですが、この辺りの要綱を確認しながら皆さんの御意志がどの辺りにあるのかを再確認していく時間にできればと思います。

今日の流れ、よろしいですかね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○寺岡委員長 それでは、実施要綱。理解を深めるために、読んで進めたいと思います。

1条ずつ皆さんに発言あれば求めますので、そのときに発言いただけたらと思います。

はい、どうぞ。細川委員。

○細川委員 ごめんなさい、進行の邪魔をして。どういう視点で私たち、聞けばいいですか。

○寺岡委員長 今日は、この実施要綱の理解をまず深めてもらいたいと思います。何ていいますかね、それぞれの思いとはもしかしたら違ったものかもしれない。でも現行のルールはこれなんですよ。これを守って報告会を開かないといけない。もし、この委員会の中でこれ違うよねということが委員会の意思として決まれば、要綱の改正をしなければいけないと思うんですよ。

逆に、これこのままでもいいんじゃないとなれば、今度は運用について、この要綱の範囲内での運用改善、この辺りを班長会議に意見を出していくことになるかと思います。よろしいですかね。

私自身も読みながら理解します。

趣旨。第1条。この要綱は、議会活動について市民に対する説明責任を十分に果たすとともに、市民との対話により政策提案能力など議会機能の強化を図り、もって市民生活の向上に資するために実施する議会報告会について、必要な事項を定めるものとする。

これについて、何か違和感ありますか。特にないですかね。最後に、もう一度全体としてありますかと聞こうと思うので、そのときでも構いません。

じゃ、第2条行きますね。

報告会の開催時期は、定例会後おおむね1月以内とする。

2 報告会は、市内を9地区に分け、各地区で年1回以上開催する。ただし、議長が必要と認めるときは、この限りではない。

第2条いかがでしょうかね。

小田上委員。

○小田上委員 これ、違和感も言っていないんですよ。

○寺岡委員長 どうぞ。

○小田上委員 2条、報告会の開催時期は、定例会後おおむね1か月以内とする。ここが、いろいろと資料を作ったりとかで逆に制約しちゃってるのかなと感じてます。前の定例会のことを話そうと思っても、ちょっと準備してとなると、何をやるにしてもこの1か月以内というのがネックになっているのかなと思います。

○寺岡委員長 1 か月以内という文言に違和感があるということですね。ほか、第2条についていかがでしょう。

山代委員。

○山代委員 2 項なんですけれども、報告会は、市内を9地区に分け、各地区で年1回以上開催するとあるんですけど、ということは議会報告会というのは年9回以上開催されているという認識でいいのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○寺岡委員長 そういうことですね。議長が必要と認めるときは、この限りではないというただし書もありますけれども、同じ日でやるときもあります、9回やっていることになると思います。

小出委員。

○小出委員 今年の報告会のこともありますが、2条から見られるのは地区単位で行うということが明記されているんでしょうかね。その辺が今年の、団体向けにしたときには当てはまらないのかなと思います。

○寺岡委員長 今年の場合は当てはまらない。

ほか、どうですか。気づきなど。よろしいですかね。年9回以上というところと今年の場合は地区にならなかったというところですね。

じゃ、3条行きますよ。

第3条。報告会での議会報告の内容は、次のとおりとする。

(1) 議会の活動状況。

(2) 議案等の審議状況。

(3) 前2号に掲げるもののほか重要な事項。

報告の内容ですね。いかがですか。

小田上委員。

○小田上委員 審議状況というのが、何をどう指してるかが明確じゃないかなと思います。

議案の可否だけでも審議状況なのかもしれないですけど、今回の議会報告会にも意見としてあったように、どういう審査が行われたのかというのをお伝えするのが審議状況なのかなと思ったりもするので、この辺りがちょっと明確じゃないかなという気がします。

○寺岡委員長 この辺りが明確ではないと。いろいろな捉え方ができる、でき過ぎるというところですね。

ほか、気づき、違和感どうでしょう。

山代委員。

○山代委員 (3) なんなんですけれども、前2号に掲げるもののほか重要な事項とありますが、この重要な事項というのは、どなたに決定の権利があって、どのような審議を経て決定されるのかというのがちょっと不明瞭かなと思います。

○寺岡委員長 重要な事項の決定権、誰が決めるのか。

議長、これ何か説明できることありますか。

(発言する者あり)

○寺岡委員長 班長会議ということですね。これを例えば、班長会議と明記してもいいし、

また違う機関で決めるとするのもルールを変えて開催しやすくしたいと思います。

そのほか、どうでしょう。第3条いいですかね。

じゃ、4条行きますね。

4条。報告会は、班に分かれて実施する。

2 班は、議員5人で構成し、3班編成とする。この場合において、議長を除く議員は、いずれかの班に属するものとする。

3 班構成は、常任委員会ごとに、抽選により決定する。

4 班には班長及び副班長を置くこととし、班員の互選によりこれを決定する。

班のことについて触れてます。4条いかがですか。

小田上委員。

○小田上委員 違和感というかですね、これ常々思ってることなんですけど、班によって議案の説明だったり、報告する内容の濃淡が出ないようにということで原稿を作る作業が生まれてます。この班構成があることによって、作らないといけない資料がかなり多くなってるんじゃないかなと思ってるので、しかもこの抽選は地域によったら疑問を持たれてる方も多いです。現状そういうことを感じています。

○寺岡委員長 抽選に疑問を持つ市民がいる。

ほか、4条どうですか。

細川委員。

○細川委員 そもそも、前の条の9地区に分けて年1回やることが前提になってて、しかも3つの班に分けてだから1人3回行くという、あの辺が前提になってつくられてるんで、こういうつくり方になってると思うんです。だから、そもそも、3班に分かれて1班3回行くというその前提そのものがそれでいいんかどうかというのによっては変わってくると思います。

○寺岡委員長 ということは、これを改めてこの数字とか班をつくることに対して吟味する余地もあるのではないかという気づきですよ。

ほか、4条いかがですか。

議員5人で構成しというところで、議長がお気づきになっておられますが、議員5人、議員5人一応書いときましようね。あとは抽選も出ましたし、班長、副班長、この辺りは班編成そのものとリンクはされますが、班をつくったら班長は要するというぐらいで思っていますいいですかね。

じゃ、5条行きます。

第5条。報告会における役割分担は、次のとおりとし、各班において協議し、調整する。

(1) 司会 報告会の司会進行を行う。

(2) 報告者 報告会で議会報告を行う。

(3) 記録者 報告会の要点を整理して、記録を作成する。

2 答弁は、班員全員で行うものとする。

5条に何か違和感をお持ちの方いらっしゃいますか。いいですかね。

では6条行きます。

班長会議。

議長は、必要に応じて、各班の班長で構成する班長会議を招集し、これを主宰する。

必要に応じてとなっていますね。

細川委員。

○細川委員 さっきもちょっと班長会議で決めるとか決めれないとかって話がありましたが、この要綱の中には班長会議の役割みたいなのはないですよ。それは大きく欠いているところじゃないかと思います。

○寺岡委員長 班長会議の役割。

○細川委員 むしろ班長会議で全部を決めるんだと書かれていれば、またそれはそれでいいんですけど、書いてないんで、誰が決めるんかねという話になる可能性もあると思います。

○寺岡委員長 なるほど。そうですね。

末広副委員長。

○末広副委員長 そこに追加してなんですけど、役割と権限ですかね。じゃ、全部その報告会のやり方をその班長会議で決められるのかどうかそこら辺の権限もあるのかどうか。

○寺岡委員長 そうですね。役割と権限。

ほか、6条、どうですか。いいかな。

じゃ、7条行きます。

日程及び会場。

第7条。報告会の日程及び会場は、前条の班長会議において、次のとおり決定する。

(1) 日程 協議により決定する。

(2) 会場 抽選により決定する。

7条、どうですか。

小田上委員。

○小田上委員 会場が抽選により決定というのが多分実態と合っていないのかなと思います。

内容と前回の報告会のことをいえば、内容と場所は、相手方で指定してもらってとか、すり合わせをしたところなんで別に抽選ではないかなと思いました。

○寺岡委員長 抽選が実態に合っていないと。

山代委員。

○山代委員 ちょっと私の理解が追いついてないんですけど、抽選というのは、9会場全てを決めた後にここに誰が行くかを抽選という意味合いで取ったんですけど、どうでしょうか。とすると、先ほど小田上委員が言われたように、会場によって人を選定するというところがまたちょっと変わってくるのかなとも思うんで、そこは含めて協議が必要ではないかと思います。

○寺岡委員長 なるほど。とにかくこの会場を抽選により決定するが不明瞭過ぎると、整理したほうがいいんじゃないかということですね。捉え方が複数あると。

第7条短いですけど、ほかにありますか。日程及び会場は班長会議。いいですね。

じゃ次、第8条。

報告会は、1時間30分程度とし、次第はおおむね次のとおりとする。

- (1) 開会挨拶。
- (2) 議会報告。
- (3) 議会報告についての質疑応答。
- (4) 意見交換。
- (5) 閉会挨拶。

これもこの委員会の中で今まで出てきた意見だと、例えば議会の報告ではなくて議会の紹介とかを付け加えたりするのも、この委員会の中としてはありかもしれませんよね。これも整理する必要がありますか。このままでいいのならいいですけど、どうでしょう。

小田上委員。

○小田上委員 3条とも関係するんですけど、報告会での議会報告の内容は次のとおりで3つ挙げられてて、ちゃんと読みや分かるっちゃ分かるんですけど、報告会の中でやることについて、何か3条からは外れてそうな気が一見しますが、報告することはこれでということか。ちょっと分かりにくいので、3条と8条をうまく集約できればいいのかなと思いました。集約できないにしても、条を近づけてあげると読みやすいのかもとと思いました。

○寺岡委員長 3条との関わりが分かりにくいということですね。

よろしいですか。どうぞ。

○小田上委員 これ以外に何か行えることがあるのか分かんないですけど、ここに書いてあること以外はできないということでもいいんですよ。

○寺岡委員長 そういうことです。

○小田上委員 分かりました。

○寺岡委員長 中身精査しますか、今1から5までありますけど。今日じゃないにしても、テーブルに上げます。

どうぞ、小田上委員。

○小田上委員 8条の頭に「次第はおおむね次のとおり」なので、すいません。おおむねですからね。3条で班長会議で、現状班長会議で決めた項目もできるということなので、そういう理解でいようと思います。

○寺岡委員長 この辺りも整理してもええかもしれませんね。文言の整理というところでね。

8条、いいかな。一応テーブルには上げましょうというところでいこうと思います。

次、9条。報告会で使用する資料は、共通資料とし、常任委員政策研究会ごとに作成する。

どうぞ。

○小田上委員 じゃ、特別委員会をつくらないでいいということですね。

○寺岡委員長 今のは御指摘ですよ。これまでも特別委員会からの報告というのはやった事実はあります。ただ、今のこの第9条だと常任委員会ごと、政策研究会じゃないとつくれないとなってますんで。両常任委員長もいてくださいますが、政策研究会でやってますかね、報告会のことは全部。

(発言する者あり)

○寺岡委員長 それは大丈夫なんですね。特別委員会のことについて触れてないという御指

摘です。

9 条、ほか、いかがですか。あとは実態と合ってますかね。報告会で使用する資料は共通資料ですよ。みんな同じ資料を各会場で配ってます。よろしいかな。

次、10 条。班長は、報告会終了後、議会報告会実施報告書を作成し、議長に提出するものとする。

2 班長は、報告書の概要について、議員全員協議会で報告するものとする。

3 議長は、報告書のうち、意見、提言等で重要なものについて、常任委員会、特別委員会等所掌の委員会に諮るものとする。

4 委員会等は、前項の意見、提言等について、協議し、検討するなどして適切に処理するものとする。この場合において、市行政に関するものについては、必要に応じて、市長等に文書で報告し、文書による回答を求めるものとする。

5 委員会等の長は、前項の規定による協議、検討等の内容及び市長等からの回答について、議長に報告した後、議員全員協議会で報告するものとする。

6 報告書及び前項の規定による報告の内容については、市議会ホームページ等に掲載するものとする。

10 条、どうですか。

小田上委員。

○小田上委員 9 条のほうで申し訳ないです。自治会長とかを通じてお願いし、事前に意見をいただいて、地区ごとに使用する資料が違ったこともあったと思うんですよ。そういう場合のことが書かれてないかなという気づきでした。

○寺岡委員長 地区ごとで資料が違うケースもあった。地域課題の分ですよ。

10 条についてはありましたか。皆さんから何かあれば。

小田上委員、ありましたか。

○小田上委員 3 項、議長は、報告書のうち、意見、提言等で重要なものについて、委員会に諮るとあるんですけど、重要なものだけ上がってきているんですけど。何かここが出たもの全部一旦委員会に投げてもらってるような気がするんですけど。

○寺岡委員長 10 条 3 項の意見、提言等で重要なものについて、委員会に諮るとあるけど、全部来てるんじゃないかという御指摘ですね。

どうぞ。細川委員。

○細川委員 全部来てたんじゃないかとは思いますが、その前に、議長は、報告書のうち、意見、提言を各委員会に振り分けましたよね。その作業をやってから委員会に来たと思うんですけど、議長が振り分ける作業がここに入っていないと思うんですけど。

○寺岡委員長 3 項ですね。議長が、意見、提言を委員会に振り分ける作業のことが書いてないという御指摘ですね。

局長、どうぞ。

○山田議会事務局 3 項の 2 行目に、所掌の委員会に諮るとあるので振り分けをしていると見ていただけたらと思います。

○寺岡委員長 所掌という言葉で説明がつくんじゃないかという御指摘です。

山代委員。

○山代委員 3項なんですけど、意見、提言等で重要なものについてとあるんですけども、重要なものという判断は議長なんでしょうか、それとも班長なんでしょうか。

○寺岡委員長 これは、議長、何かお答えできますか。今どうしとってですかね。

局長、お願いします。

○山田議会事務局長 今現実には報告会で上がってきた御意見、要望というのは全て一覧表にまとめて、それぞれお出ししてますので、先ほど議論もありましたけども、現状、重要なものに限って諮っているということではなくて、全てお諮りしているという状態です。

○寺岡委員長 細川委員、どうぞ。

○細川委員 全部重要という判断をされてんじゃないでしょうか。

(発言する者あり)

○寺岡委員長 10条ほか、違和感等ありますか。

小田上委員。

○小田上委員 今までやってれば記憶が抜けてるんですけど、この5項ですね。委員会で全部検討とかいろいろあって、その後、議員全員協議会で報告した記憶がないんですけど。

○寺岡委員長 生活環境委員長、何か情報をお持ちですか。お願いします。

○細川委員 今年はまだですよ。

○寺岡委員長 今年はまだですか。

○細川委員 はい。去年のことは記録をたどらないと明確になりません。

○寺岡委員長 事務局、何か今すぐお答えできるものがあれば。

どうぞ。局長。

○山田議会事務局長 記憶の範囲でしかないですけど、令和5年は最後集約して、執行部の回答いただいて、ホームページに載せて終わってしまったんじゃないのかなという気がいたします。

○寺岡委員長 令和5年は抜けてたのではないかということですね。ここもちょっと整理しとかにゃいけんです。議員全員協議会で報告する必要があるかどうかということも含めて、この辺りは検討してもいいかもしれませんね。

10条、結構いろいろありますが、ほかにありますか。この「等」が多いの何とかなりませんか。多過ぎて訳分からなくなってるんですけども。しょうがない。分かりました。

どうぞ。局長。

○山田議会事務局長 すいません。訂正させていただきます。令和5年も最終的には議員全員協議会を開いてるそうです。

○寺岡委員長 じゃ、今年はまだ。

○山田議会事務局長 今年はまだ回答もちょっと待ってますので、まだ。

○寺岡委員長 分かりました。

10条いいかな、取りあえず。全部もう一回見詰め直してみるということかもしれません。

その他、11条。この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

何か、定めているものがありましたっけ。特に出回ってないというか、つくる必要が今ま

でなかったんじゃないかというところだと思います。

附則はいいですね。

さあ、今上げただけでも結構ありましたね。基本条例でも、要綱定めるんやったつけ。この要綱そのものは、条例には特には保証されてないわけですね。別に要綱で定めるみたいなことはないわけですね。ただ、局長、平成26年にどこの機関がつくったかとか、すぐ出ます。

お願いします。

○山田議会事務局長 広報広聴特別委員会でたたき台をつくって、議員全員協議会で中身を決めて、最終的に議会運営委員会で要綱として定めたということです。

○寺岡委員長 広報広聴特別委員会でたたき台、議員全員協議会で条文をつくった。

(発言する者あり)

○寺岡委員長 共有したみたいな感じですか。案をつくった。

(発言する者あり)

○寺岡委員長 議会運営委員会で決定か。当時議会改革とかじゃなくて、記憶では広聴の部分何か形をつくりましょうというところで当時の委員長がいろいろ考えながらやられたという記憶が何となくあります。

皆さん、今の時点でのこの要綱の脆弱性というか、弱いところが共有できたと思うんですが、皆さんから意見を聞く上で思ったのは、いろいろ改正していかによまづらいなという点があります。言葉を換えるということね。分かりやすくしたりであるとか、今の実態に合っていないところを直したりであるとか。

この作業をまた次回やっていこうと思うんですけど、その中に皆さんのアイデアも含ませてもらいたいんですよ。まず、条文の中に加えなくても構いませんで、今どっちとも取れるようなことがあると思うんですが、議会報告会をよりよいものにするためにここは直したほうがいいんじゃないか、もしくは逆でもいいですね。こうしたいから条文のどこを直せばいいのでしょうか、もしくは付け加えましょうかという提案でも構いませんで。そういったのを次回持ち寄ろうと思うんですけども、分かりますかね。

(発言する者あり)

○寺岡委員長 分かんない。要綱、今から変えていかないと、要は自分たちが描いているよりよい報告会の開催ができないという場面もあると思うんですよ。この半年、1年で出たアイデアをやろうと思ったら、どこの部分を変えればええかというところも含めて改正していきたいと思います。分かります。

どうぞ、小田上委員。

○小田上委員 例えば、第2条第2項の9地区に分けて年1回以上開催するというところを年1回じゃなくって、定例会ごとにやったほうがいいと思うので、やり方は9地区とかではなくて、もっとフレキシブルにやりたいので、報告会は定例会終了ごとにやるとかというのはいかがでしょうかという提案をしていいということですかね。

○寺岡委員長 そうですね。会議メモも作ってますし、ユーチューブも御覧になられたら、いろんないいアイデアが出てるんですよ。それが、この委員会の中で総意となれば、この

要綱を変えていく必要があると思うんですね。ですので、これを参考にしながら、要綱のこの部分を変えましょう、もしくはこうしたいんだけど、どうしたらいいかという相談とか、そういう持ち寄りにしたいんですね。

細川委員。

○細川委員 今までの議論の中で、市民に議会のことをもっとよく知っていただくとか、今までの私たちの頭の中にある報告会じゃなくて、もう少し柔軟に考えて、モニタリング要素も入れてったらどうか、市民の皆さんの公民教育の視点も広い意味での、入れたらどうかといったのもあった中で今、議会報告会にたどり着いてると思うんですね。

そしたら、そういう中身も含めて要綱の変更も提案してもいいということでしょうか。例えば、各地区での報告会とともに、こいこいとか、ゆめタウンとかでタウンミーティングのように議会のことを知っていただく機会も設けるみたいな感じの。

○寺岡委員長 まず、既存のルール、今までやっていることを直せるところを直して行って、プラスして何かのアクションというのは、また次の話かなと思うんですけども。

どうぞ。

○細川委員 というのは、実態に合わせて変えるということですか。

○寺岡委員長 違います。アイデアは入れてもらっていいんですが、皆さん、一回は報告会経験しとるわけでしょう。これのまず改正点を挙げていただきたい。例えば年1回を2回にするとかいう意見が出たらまたあれなんですけど、今までやってきた年1回のものを、もうちょっと意見交換の色合いを強くするとか、運営は各班に任せるとか、そういう改正です。まずはね。何かありますか。

どうぞ。

○山代委員 これは変えなくてもいいと思うんですが、第1条の部分、説明責任を十分に果たすとあるんですが、これは個別具体的に、全員の意識を合わせておく必要があるのかなと。文言自体はこれでいいと思うんですが、そこが定まってないと、いろいろこの先ややこしいことになるんじゃないかなと思います。

○寺岡委員長 なるほど。そういった辺りもぜひ意見交換したい、議論したいという提案をしていただけたらいいかと思います。

小田上委員。

○小田上委員 すいません。確認なんですけど、今の、個人的な意見です。今の議会報告会のやり方だと、市民の方も年に1回しかないから、この場で言ってしまうとか、この場しかないというのがあるんだろうと、思ったようなやり取りができないこともあるなと感じているんですけど、そこを変えるというのは、もうちょっと後の話ですか。なので回数を増やしたいとか、やる内容をもう少しがらっと変えたいとか、そういうのはまだ言っちゃ駄目な段階なのか。

○寺岡委員長 なるほど。言いたいことは分かります。どうしましょう。新しい意見を乗せたいという雰囲気は今感じているんですけども、もっと広めに行きますか。

どうぞ。

○小出委員 基本条例の中で広報に当たる部分というのは、5条と16条にあらうかと思うん

ですが、広聴に関してになると、5条第2項の参考人制度あるいは公聴会制度と第4項の議会報告会。報告というのがある程度説明責任を果たすとあるので、報告会的な意味合いが強いんですが、その後に市民との連携を積極的に推進するという文言で広聴的な意味合いというのを含んでるのかなと思います。ここしか基本条例の中で広聴に当たる部分というのは見当たらないんですよね。なので、だとするとこの議会報告会の要綱をもうちょっとこれまで出てきたような意見を盛り込んだものに変えていくとしたほうがいいんじゃないかなと思います。

○寺岡委員長 小出委員の今の提案は、これまでの意見も含めて大事にしながら、まずはちょっと幅広に考えてみましょうよという提案でよかったですかね。それでいってみます。ついさっきお示しした活動計画では3月ぐらいまでに大体のめどを立てておく必要があると思いますし、ちなみに議長、次来年の報告会っていつ頃かとか、もうお考えですか。

(発言する者あり)

○寺岡委員長 次の報告会はまだ未定のようなので、でも3月までに開くとしたら、もう準備始めとかにやいけんような感じですから、先にこっちの規約が上がりゃ、もうすぐに反映させていけるんじゃないかなと思います。理念的な部分はあまり書かないようにしてください。解説部分で書いてもええんですけど、実施要綱ですので、開くための段取りとってもらって、これを改正できればいいかなと思います。

ほかに何か質問ありますか。これを次回、言うてももう暮れに入りますね。年明けにして3月までに間に合うかどうかというところですけど、どうでしょう。時間、ある程度必要かなと思うんですが、議長、何か御意見ありますか。

年内最後が、27日。年内やるとしたら、今からまた本会議があつて、小方のまちづくりもまだあるんですよね。広報広聴特別委員会もまだありますよね。そういった中でやるとしたら、23日の週ですね。24日広報広聴特別委員会ありますね。24日で登庁される方もおられるみたいですので、タイミングが合えば同じ日の午後からと思うんですけども、よろしいですかね。何かありますか。

(発言する者あり)

○寺岡委員長 25日とか27日だったらどうですかね。

(発言する者あり)

○寺岡委員長 27日の午前中がどうかという意見ですけども、それじゃ暮れで差し迫ってますけど、27日午前中にしましょうかね。じゃ次回は12月27日の午前10時からということにさせていただきますと思います。

実施要綱について、いろいろなアイデアを振り込みながら改正していきたい、いくべきところ。さっきから皆さんが挙げてくれてるこれらも併せて改正してくださいね。それを持ち寄ってそれぞれの思いがどの辺りにあるのかというのを確認して、決められるところは決めていこうかなと思います。

目標は3月に実施要綱の改正。多分議員全員協議会で言わないといけんかもしれんし、とにかく議会運営委員会でも取り扱ってもらおうという流れにしたいと思います。

何か心配なこととかありますか。

どうぞ、小田上委員。

○小田上委員 改正案みたいなものは何かデータとして出しておくべきなのか、自分として持っとくだけでいいのか、どうですか。

○寺岡委員長 そうですね。データはサイドボックスに掲載してもらいますので、26日の午後3時までに事務局にデータで提出をお願いします。

じゃ、皆さんから何か、特にありますか、いいですか。いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○寺岡委員長 それでは、どちらに向かって進むか方向が出ましたので、今日はこの程度にしておきたいと思います。

朝から会議出席されている皆さん、大変お疲れさまでした。

以上で、議会のあり方調査研究特別委員会を閉会します。

15時56分 閉会